

●判例回顧

タックス・ヘイブン対策税制における非持株会社等基準

静岡地判平成七年一月九日(平成五年(行ウ)第六号)
 訟務月報四二巻一二号三〇四二頁

ヤオハン・グループの香港子会社が、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外規定の適用をうけるか否かが問題となった事例である。

日本のタックス・ヘイブン対策税制には、一定の適用除外規定が設けられている(租税特別措置法六六条の六第三項)。しかし、「株式の保有、工業所有権・著作権等の提供、航空機・船舶の貸付等を主たる事業とする特定外国子会社の設立は、通常、租税回避を抜きにしては考えられない」(金子宏『租税法(第六版補正版)』三三三頁(一九九八)ため、これらの特定外国子会社に対しては、適用除外規定の適用は認められない(同項本文括弧内)。一般に、株式の保有等から生ずる受動的所得(passive income)は、軽課税国へと逃避しやすいので、そのような地理的操作に対処する規定が置かれたものとい

えよう。本判決も、「これらは、その事業の性格からして我が国においても十分行い得るもので、その地に所在することについて積極的な経済的合理性を見出すことが困難であるから、そのような事業については、そもそも同項の適用除外の対象とはしていないのである」と述べている。株式の保有等を主たる事業とする会社を広く「持株会社」とよべば、この規定のことを「非持株会社等基準」と呼称することが許されよう。多くの実務書は、この表現を採用している。

本件の争点は、この非持株会社等基準の適用の有無である。問題の核心は、ある特定外国子会社が、「株式の保有を主たる事業とする」ものであるかどうか、という事実認定上のそれに帰する。この点に関する原告(日本の親会社)の主張は、当該特定外国子会社は、単なる株式保有を目的とした会社ではなく、グループ企業に対する事業資金の融資を目的としていたものであるところ、当該事業年度においては、たまたま事業の立ち上がり時期であり、営業資金調達のため、かねてから上場予定であったグループ会社の株式を取得・売却し、その譲渡益を金銭貸付事業の展開に供しようとしたにすぎないというものであった。これに対して、課税庁は、当該事業年度の事業活動の客観的結果としての収入金額または所得金額の状況によれば、株式売却益および配当収入が総収入の約九六パーセントにも上っているから、この特定外国子会社の当該年度における主たる業務は株式保有であると主張したのである。

静岡地裁は、まず、次のようにのべて、「株式の保有を主たる事業とする」か否かの判定は、各事業年度ごとに行うべきものと判示した。後に東京高裁が訂正・付加したところにもとづき判示部分を引用しておけば、次の通り。「租税特別措置法六六条の六第三項」の文理からも明らかのように、特定外国子会社に該当すれば、そのことだけで本件適用除外の対象とするものではなく、あくまで特定外国子会社等の各事業年度ごとの留保所得を内国法人の各事業年度の所得に合算課税しないというものであるから、同項の規定の適用の前提となる特定外国子会社等の主たる事業の判定は、各事業年度ごとに行われるということとは当然であり、また、特定外国子会社等が複数の事業を営む場合、そのいずれの事業が主たる事業であるかの判定は、その事業年度における具体的・客観的な事業活動の内容から判定するほかはないのであるから、その事業活動の客観的結果として得る収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するべきであり、(措置法通達六六の六一八参照)、その際、課税要件事実(当該事業年度ごと)にその存否が確定される性質のものである以上、決算日以後の事情など当該事業年度には判断不能な事柄などは勘案されるべきではないことはいままでもない。」

そして、本件事案に関する結論としては、静岡地裁は、必要な事実を認定した上で、当該特定外国子会社は、翌事業年度に至るまで「主たる事業を投資持株会社と自認して決算報告書等

にもその旨を明記していた上、係争年度の事業内容も、その決算内容を見れば、主たる事業が「株式の保有」であることは明らかである」と述べ、原告の主張を排斥した。原告は控訴したが、東京高判平成八年六月一九日税務訴訟資料二一六号六一九頁も、原審判決をほぼ全面的に引用して控訴棄却。現在上告中である。

本判決は、タックス・ヘイブン対策税制における非持株会社等基準の適用方法について判示したはじめの裁判例であり、同基準の充足の有無を各事業年度ごとに判定すべき旨明らかにした点に意義がある。措置法六六条の六第三項の括弧書きだけをそのまま読むと、「各事業年度における」主たる事業という表現はとられていない。しかし、この括弧書きはあくまで同項本文の一部として読むのが文理上素直であろうし、また、適用除外という同項の効果も明文により各事業年度ごとのものとされている。したがって、括弧書きにいう非持株会社等基準の適用においても、各事業年度ごとに「主たる事業」の内容を判定すべきものと解される。その意味で、判旨に賛成しておきたい。この点、学説上は、基本的には判旨に賛成しつつも、「当該事業年度末以降の後発事情を一切考慮するに及ばないとする判決の考え方には……賛成し難い」との批判もある(品川芳宣・後掲六一頁)。たしかに、判旨の用いる「課税要件事実」なる概念は、講学上の伝統を欠くものであり、それ自身として説得力があるものとは思えない(これに対して「課税要件」と「要件

事実」については議論の蓄積がある。しかし、主たる事業の内容の判定を各事業年度ごとに行う以上、その認定のためには、当該事業年度の客観的事実の摘示が必要かつ十分といえよう。ところで、軽課税国に設立した中間持株会社に対してどのような立法政策をとるかは、国によって分かれるところである。たとえば、英国のタックス・ヘイブン対策税制であれば（占部裕典「タックス・ヘイブン税制」村井正編『国際租税法の研究』六九頁（一九九〇））、本件のような場合についても適用除外が認められる可能性があることに注意しておきたい（具体的に *is exempt activities* の範囲を定める ICTA 1988, Schedule 25, Part II, paragraph 6 (4) の規定の適用問題となる）。

評釈として、品川芳宣・税研七三号六二頁、清水一夫・税理四〇巻六号二四九頁がある。

（増井良啓 東京大学）